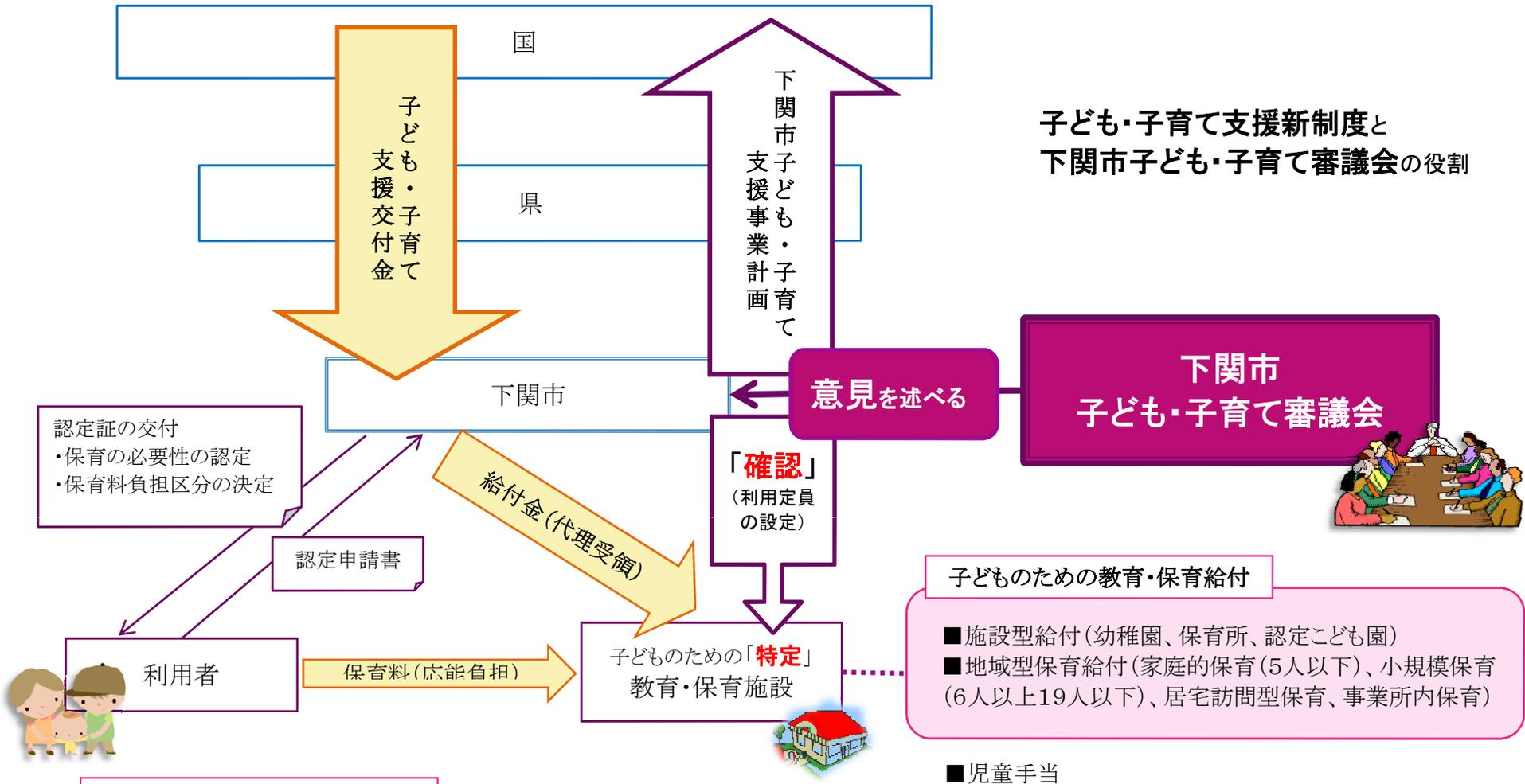


子ども・子育て支援新制度と 下関市子ども・子育て審議会の役割



地域子ども・子育て支援事業

- ①地域子育て支援拠点事業
- ②一時預かり
- ③延長保育事業
- ④ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤子育て短期支援事業
- ⑥病児・病後児保育事業
- ⑦放課後児童クラブ



- ⑧養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑨乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩妊婦健診
- ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑫多様な主体が本制度に算入することを促進するための事業
(例:特別支援教育に関する支援)
- ⑬利用者支援事業



放課後児童クラブ概要

【目的】

放課後児童クラブは、小学校に就学している子どもで、保護者が就労、疾病、介護等により昼間家庭にいない若しくは養育ができない子どもを対象として、放課後、土曜日、長期休校中において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの遊びや生活を支援することを通じて、その子どもの健全育成を図る。

【対象、開所日時及び料金】

対象者		原則小学3年生まで
日時	平日	13:00～18:00
	土曜日	8:00～13:00
	長期休校日	8:00～18:00
料金	月曜～土曜	3,000円/月
	長期休業日	5,000円/月

別途、おやつ代1,300円/月必要

【放課後児童クラブの概要】

(H26.5.1現在)

項目	数量	摘要
総事業費(H26年度)	239,269千円	うち人件費213,097千円
児童クラブ数	47箇所	余裕教室33、専用施設8、その他6
児童数	1,791人	

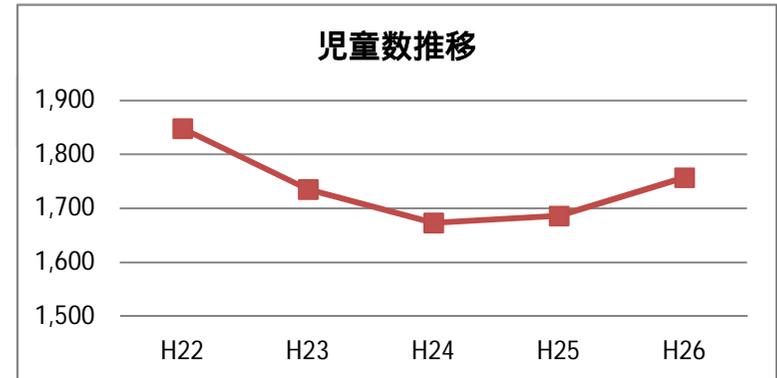
【児童数内訳】

(H26.5.1現在)

学年	男子	女子	計	うち要支援児童
1年生	374	402	776	38
2年生	302	302	604	25
3年生	200	203	403	20
4年生	0	2	2	2
5年生	4	1	5	5
6年生	1	0	1	1
合計	881	910	1,791	91

(単位:人)

児童数推移



【児童数推移】(H26.4.1現在)

年度	児童数
H22	1,848
H23	1,735
H24	1,673
H25	1,686
H26	1,757

(単位:人)

公設公営のみ

【児童クラブ職員の状況】

正規指導員82人、臨時指導員78名

(H26.5.1現在)

	人数	摘要
有資格者	149	保育士、幼・小・中・高等学校教諭等の免許保持者
無資格者	11	
合計	160	

(単位:人)

児童クラブ現状

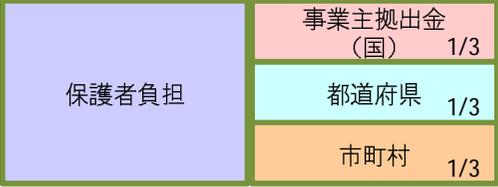
		小学校区	児童クラブ	児童数	正規指導員数	臨時指導員	休暇代替	施設種別
1	A ブ ロ ッ ク	文 関	文関児童クラブ	72	3	1	7	余裕教室
2		王 江	王江児童クラブ	21	1	1		余裕教室
3		関 西	関西児童クラブ	16	1	1		余裕教室
4		桜 山	桜山児童クラブ	34	2	0		余裕教室
5		神 田	神田児童クラブ	9	1	0		余裕教室
6		向 山	向山児童クラブ	38	2	1		余裕教室
7		養 治	養治児童クラブ	23	2	0		余裕教室
8		名 池	名池児童クラブ	24	2	0		余裕教室
9	B ブ ロ ッ ク	本 村	本村児童クラブ	20	1	1	3	余裕教室
10		西 山	西山児童クラブ	34	2	0		専用施設
11		江 浦	江浦児童クラブ	71	3	1		余裕教室
12		角 倉	角倉児童クラブ	48	2	1		余裕教室
13		向 井	向井児童クラブ	42	2	1		余裕教室
14	C ブ ロ ッ ク	豊 浦	豊浦児童クラブ(1)	62	4	4	4	余裕教室
15		豊 浦	豊浦児童クラブ(2)	61				余裕教室
16		長 府	長府児童クラブ	46	2	1		余裕教室
17		王 司	王司児童クラブ	71	2	2		専用施設
18		清 末	清末児童クラブ	85	3	1		専用施設
19		小 月	小月児童クラブ	41	2	1		余裕教室
20		王 喜	王喜児童クラブ	36	2	1		余裕教室
21	D ブ ロ ッ ク	生 野	生野児童クラブ	39	2	1	6	余裕教室
22		山の田	山の田児童クラブ	55	2	1		余裕教室
23			山の田第二児童クラブ	17	2	0		民家利用
24		熊 野	熊野児童クラブ(1)	58	2	1		専用施設
25			熊野児童クラブ(2)	58	2	1		専用施設
26		一の宮	一の宮児童クラブ	69	2	2		専用施設
27	E ブ ロ ッ ク	川 中	川中児童クラブ(1)	41	4	1	4	余裕教室
28			川中児童クラブ(2)	41				余裕教室
29		川中西	川中西児童クラブ	44	2	1		余裕教室
30		垢 田	垢田児童クラブ	51	2	1		余裕教室
31		安 岡	安岡児童クラブ(1)	44	4	2		余裕教室
32			安岡児童クラブ(2)	45				余裕教室
33		勝 山	勝山児童クラブ(1)	49	4	3		専用施設
34			勝山児童クラブ(2)	49				専用施設
35		吉 見	吉見児童クラブ	21	1	1		余裕教室
			吉 母	未開設				
		蓋 井	未開設					
		吉 田	未開設					
		内 日	未開設					

		小学校区	児童クラブ	児童数	正規指導員数	臨時指導員	休暇代替	施設種別
36	菊川	岡 枝	きくがわ児童クラブ	37	1	0	3	福祉館
37		豊 東	中村さん家	25	(2)	(2)	0	民設民営
		檜 崎	未開設					
38	豊田	豊田下	豊田下児童クラブ	17	1	2	0	公民館
39		西 市	西市児童クラブ	14	1	2		余裕教室
		殿 居	未開設					
		豊田中	未開設					
40	豊浦	室 津	室津児童クラブ	8	1	1	3	学校工作室
41		誠 意	誠意児童クラブ	36	2	1		余裕教室
42		川 棚	川棚児童クラブ	61	3	1		余裕教室
43		小 串	小串児童クラブ	13	1	1		余裕教室
		宇 賀	未開設					
44	豊北	滝 部	滝部児童クラブ	24	1	1	5	余裕教室
45		神 田	神田児童クラブ	3	1	0		余裕教室
46		神 玉	神玉児童クラブ	5	1	0		余裕教室
47		阿 川	阿川児童クラブ	13	1	1		旧中学校
		二 見	未開設					
		角 島	未開設					
		粟 野	未開設					
		田 耕	未開設					
		合計		1,791	82	43	35	

(単位:人)

指導員数には、民設民営(2)を含めず。

放課後児童クラブの主な改正事項

	現行	新制度施行後
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進
計画等	<ul style="list-style-type: none"> 「市町村行動計画」の策定。 総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 総合的かつ計画的に事業を実施する責務 <p>※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)</p>
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	 <p>※質の改善にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)</p> <p>※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項)</p> <p>※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条)</p> <p>※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

<主な基準>

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）

- 放課後児童支援員（※）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※ 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の職員の資格）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者

※ 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

○厚生労働省令第六十三号
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。
平成二十六年四月三十日

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
（趣旨）
厚生労働大臣 田村 憲久

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条（第四項を除く。）及び附則第二条の規定による基準

二 法第三十四条の八の二第二項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（以下「職員」という。）の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。
（最低基準の目的）

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開設している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。)をもつてこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において、高等学校卒業者等)といたつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者平等に取扱う原則)

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)
第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えらるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
(運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めおかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 開所している日及び時間

四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

五 利用定員

六 通常の事業の実施地域

七 事業の利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他事業の運営に関する重要事項
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。
(保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。